

証券コード 4176
2022年11月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番1号
渋谷インフォスター6F
株式会社ココナラ
代表取締役会長 南 章 行

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年11月28日（月曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

インターネットによる議決権の行使に際しましては、3頁の「インターネットまたは郵送による議決権行使について」をご確認ください。なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月29日（火曜日）午前11時（午前10時30分開場予定）
2. 場 所 東京都渋谷区南平台町16番17号
住友不動産渋谷ガーデンタワー 1階 ベルサール渋谷ガーデン
（末尾の定時株主総会会場のご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査報告の件
 2. 第11期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」、連結計算書類及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://coconala.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットまたは郵送による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。議決権は行使期限の2022年11月28日（月曜日）午後7時までにご行使ください。

1. インターネットによる議決権行使

(1) 「スマート行使」による方法

- ①同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード※1をスマートフォン等※2にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- ②「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（2）の方法により再度ご行使いただく必要があります。

(2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- ①当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ②議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ③パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- ④パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

2. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いになれます。

3. その他

- (1) 議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。
- (5) 機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9：00～21：00）

※ 1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大や、ウクライナ問題の長期化や原油価格の高騰、米国金融政策に伴う金融市場の変動等、依然として先行き不透明な状況が継続しております。当社がターゲットとする個人・企業間サービスにおいては、潜在市場規模は約18兆円と非常に大きい一方、オンラインで取引される比率は1%程度と推定されています（情報通信総合研究所による推定値）。オンラインでのサービス取引は、人生100年時代の到来や働き方改革でライフスタイルが従来とは大きく変化する中、社会的にも重要性の高い市場と考えています。

このような環境の下、当社におきましては、「一人ひとりが「自分のストーリー」を生きていく世の中をつくる」をビジョンに掲げ、EC型のサービスマーケットプレイスである「ココナラ」を展開し、堅調に事業を拡大してきました。当社はオフラインで日常的に行われているあらゆる取引をオンラインでより便利に置き換えていくことで、唯一無二のサービスECプラットフォームを目指しております。

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中、全国のワクチン接種が進み、在宅時間が短縮される等、オンラインでの取引全体の成長率が鈍化する事象が見られました。当社はユーザーの利便性を高めるためのプロダクト機能開発に注力する一方、マスメディア等を通じたユーザー層の取り込みを強く推進するべく、TVCMを中心とした積極的なマーケティングを実施してきました。また、2022年7月にはユーザーがココナラ内での露出機会を自ら創出し、自身のビジネスの成長を促進させることを目的として新たにココナラ内の広告枠で出品サービスを宣伝できる「サービスPR」機能を導入しました。

この結果、当連結会計年度の流通高は12,718,124千円、営業収益は3,837,213千円、営業損失は515,279千円、経常損失は511,269千円、親会社株主に帰属する当期純損失は494,355千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

1. ココナラ

「ココナラ」においては、TVCMを中心とした積極的なマーケティングを実施してきました。また、2022年7月にはユーザーがココナラ内での露出機会を自ら創出し、自身のビジネスの成長を促進させることを目的として新たにココナラ内の広告枠で出品サービスを宣伝できる「サービスPR」機能を導入しました。

この結果、営業収益は3,455,074千円、セグメント損失は508,726千円となりました。

2. ココナラ法律相談

「ココナラ法律相談」においては、ユーザーと弁護士のマッチング精度・量ともに順調であることから有料登録弁護士数が拡大しており、これを背景として弁護士からの広告収入である固定の利用料も成長しております。

この結果、営業収益は382,139千円、セグメント利益は4,734千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は47,866千円（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）であり、その主な内容は、本社増床に伴う設備投資等による有形固定資産の取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (当連結会計年度) (2022年8月期)
営 業 収 益(千円)	3,837,213
経 常 損 失 (△)(千円)	△511,269
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△494,355
1株当たり当期純損失(△)(円)	△21.28
総 資 産(千円)	4,327,398
純 資 産(千円)	2,437,666
1株当たり純資産(円)	84.40

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の状況は記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。当該会計基準等適用に伴う影響額については連結注記表の「9. その他の注記」をご参照ください。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2019年8月期)	第 9 期 (2020年8月期)	第 10 期 (2021年8月期)	第 11 期 (当事業年度) (2022年8月期)
営 業 収 益(千円)	1,138,467	1,775,555	2,746,940	3,837,213
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△1,052,674	△83,767	59,959	△496,061
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△1,054,356	△94,001	41,083	△493,851
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△56.80	△4.59	1.93	△21.26
総 資 産 (千円)	1,104,155	1,945,118	4,059,327	3,889,477
純 資 産 (千円)	265,508	171,507	2,328,805	1,999,956
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	12.97	8.38	104.06	84.41

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。当該会計基準等適用に伴う影響額については個別注記表の「2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

2. 第8期(2019年8月期)の数値は、過年度決算訂正後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ココナラ スキルパートナーズ	10,000千円	100.0%	スタートアップ企業等への投資

(注) 2022年1月7日に株式会社ココナラスキルパートナーズを設立し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

① 出品サービス数の増加に対する検索及び購入の容易さの継続的向上

「ココナラ」は多様なニーズに対応する出品を揃えることで、仕事や相談の窓口となる存在を目指しております。2022年8月末現在、出品サービス数は約72万件と、多様なニーズに対応するサービス数となっていますが、購入者が欲しいサービスをスムーズに発見できるようにし、また、サービスを検索後に購入完了まで容易にたどりつく必要があると認識しております。

かかる課題に対処するため、当社では出品サービスが適切なカテゴリで出品されることを担保するために、適宜カテゴリを見直し、追加、修正を行っております。この際、ユーザーの利便性や利用頻度向上などの観点から、特定のカテゴリを異なるサービスとして独立して運営することも候補に検討を行っております。また、サービス選択後、購入者が普段から利用する決済手段がないことで、購入完了までたどりつけないことがないように、当社では多様な決済手段を導入しており、クレジットカード決済、キャリア決済及び銀行振込等が利用可能となっております。

② 新規ユーザー獲得のための認知度の向上

当社のビジョンである「一人ひとりが『自分のストーリー』を生きていく世の中をつくる」の実現に向けて、幅広い利用者が利用できる多種多様なサービスを取り扱うマーケットプレイスとして認知されるためには、購入者、出品者ともに登録数の増加が必要と認識しております。

創業より数年間は、口コミに代表される有料広告を用いない方法によって利用者登録が増加してきましたが、2016年8月期より本格的にオンライン広告を開始し、2017年7月、2019年6月から8月、2020年7月から8月、2021年8月と複数回にわたりTVCMを放映してまいりました。当連結会計年度においては、2022年1月から新たにTVCMを開始いたしました。今後とも継続的に放映していく予定としており、積極的なマーケティング投資により購入者、出品者の登録数の拡大を行っております。なお、TVCMの実施については過去実施分の効果分析を考慮して、より効果の大きい放送局、時間帯等をターゲットとして、慎重に実施の可否及びタイミングを決定してまいります。

③ プロダクト展開の拡張

当社サービスの利用を促進するためには、「サービス提供手法の拡張」、「カテゴリの拡張」、「マッチング手法の拡張」、「ユーザー属性の拡張」及び「課金手法の拡張」が重要であると認識しております。サービス提供手法の拡張としましては、サービスの購入後に出品者と購入者の2人のみが閲覧できる非公開のページの「トークルーム」の管理機能やコミュニケーション機能を拡充しております。「制作・ビジネス系」・「相談・プライベート系」カテゴリ双方においては、ユーザーニーズに応じたカテゴリの拡張を随時実施しております。サービスの直接購入に加え、「見積り相談」「公開依頼」「コンテンツ購入」を強化することによって、マッチング手法を拡張し、ユーザー属性の拡張のため制作・ビジネス利用に適した新機能やサポート体制の拡充・強化を行っております。課金手法の拡張としましては、高単価・長期プロジェクトをスムーズに決済いただくための手法や定期購入などの機能の拡充を行ってまいります。これら5方面への拡張によりユーザー体験を更にアップデートし、利用を促進してまいります。

④ 安心・安全なサービス体制の強化

当社の営む「ココナラ」は、取引が出品者及び購入者であるユーザー間で行われるため、サービスを提供する出品者の信頼性の確認が容易ではなく、トラブル対応等に不安があることを理由に、「ココナラ」の利用を控えるといったことが起こりうると考えております。

当社では、「ココナラ」が安心・安全に取引を行える場所であり続けることを非常に重要な課題として認識しており、カスタマーサクセスのスタッフが中心となり、安心・安全なサービス購入体験を担保するため、利用規約、ご利用ガイドの見直し、サービスやメッセージの監視や出品者の本人確認などを行っております。また、出品サービスの健全性を保つために、専任のスタッフを配置しております。専任スタッフは週次で定例ミーティングを実施し、出品サービスの理解を深めるとともに、新たな論点などを議論しております。このような取り組みに関して、2017年11月には一般社団法人シェアリングエコノミー協会が定めるシェアリングエコノミー認証制度を取得いたしました。当該認証制度は、シェアリングエコノミーに基づくサービスが、内閣官房IT総合戦略室がモデルガイドラインとして策定した「遵守すべき事項」に基づいており、一般社団法人シェアリングエコノミー協会が認定した自主ルールに適合していることを証明する制度です。今後も利用者が安心・安全に「ココナラ」を利用できるように継続的な取り組みを行ってまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社が運営する「ココナラ」では、利用者の個人情報を取り扱っており、強固な情報管理体制の確保が重要であると認識しております。

情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理マニュアルを制定し、また、情報システムにおける管理体制強化を目的として情報システム開発・運用管理規程及び情報システム開発・運用管理マニュアルを制定し、運用をしておりますが、今後も情報管理体制を重要な課題として認識し、情報管理体制を強化するべくサイバーセキュリティに関する各種施策を推進してまいります。

⑥ システムの安定稼働

当社が運営する「ココナラ」は、インターネットを通じたサービスであり、システムの安定稼働が不可欠であります。

かかる課題に対処するために、登録者数の増加によるデータ量の増加に対応するためのシステム投資をはじめ、リアルタイムでの各種KPIモニタリングと対応ガイドラインによるサイトアクセスやデータ量増加への初動の強化など運用監視体制の強化を引き続き行ってまいります。

⑦ 経営管理、内部管理、及びコンプライアンス体制の強化

継続的な事業拡大に向けて、経営管理、内部管理体制及びコンプライアンスの強化が不可欠であります。経営管理では会議体の運営を通じて、KPIのモニタリングを適切に実施してまいります。内部管理及びコンプライアンスでは、社員に対する継続的な研修及び啓蒙活動を行うことで、内部管理体制の強化を図り、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

事業区分	セグメント	サービス内容
「ココナラ」事業	ココナラ	個人の知識・スキル・経験に基づくサービスを売買するスキルのマーケットプレイス「ココナラ」の運営
	ココナラ法律相談	一人ひとりにあった弁護士が見つかる検索メディア「ココナラ法律相談」の運営

(6) 主要な事業所 (2022年8月31日現在)

本	社	東京都渋谷区桜丘町20番1号
---	---	----------------

(7) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数
ココナラ	161名
ココナラ法律相談	18
合計	179

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
179名	43名増	34.6歳	1.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年8月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年8月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 71,268,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 23,546,600株 |
| (3) 株主数 | 12,640名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
南章行	2,190,000株	9.30%
新明智	2,136,100	9.07
PERSHING-DIV, OF DLJ SECS. CORP.	1,574,400	6.69
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND – PACIFIC POOL	1,480,600	6.29
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,246,700	5.29
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY – PB	926,863	3.94
GIC PRIVATE LIMITED – C	900,000	3.82
JP MORGAN CHASE BANK 380621	757,400	3.22
野村信託銀行株式会社 (投信口)	523,600	2.22
日本生命保険相互会社	497,800	2.11

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	南 章 行	株式会社ココナラスキルパートナーズ代表取締役
代 表 取 締 役 社 長	鈴 木 歩	CEO
取 締 役	赤 池 敦 史	シーヴィーシー (CVC) ・アジア・パシフィック・ ジャパン株式会社代表取締役日本共同代表パートナー 株式会社ハウテレビジョン社外取締役 株式会社りらく社外取締役 株式会社ファイントゥディ資生堂社外取締役
取 締 役	佐 藤 有 紀	株式会社はてな社外監査役 株式会社ディー・エル・イー社外監査役 株式会社ネットプロテクションズホールディングス社外取 締役 (監査等委員) 創・佐藤法律事務所パートナー弁護士 弁護士法人創・佐藤法律事務所代表弁護士
常 勤 監 査 役	矢 富 健 太 朗	
監 査 役	肥 後 結 花	インクルージョン・ジャパン株式会社代表取締役
監 査 役	石 原 一 樹	Seven Rich法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役赤池敦史氏及び佐藤有紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役矢富健太郎氏、監査役肥後結花氏及び監査役石原一樹氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役矢富健太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。保険料は全額会社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年8月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものと判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等（譲渡制限付株式）とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及びその額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、毎事業年度の業績等を踏まえて、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬等の上限額の範囲内において譲渡制限付株式を支給することとし、各事業年度

末から定時株主総会の開催後 2 ヶ月以内を目安とする時期に開催される取締役会において、その支給を検討・決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、取締役の役位や役割などに応じて、企業価値の継続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となるように決定する。なお、当社は、業績連動報酬等を支給しない。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、任意の指名報酬委員会において報酬議案の策定又は諮問を行った後、取締役会決議においてその決定を行う方針とする。

任意の指名報酬委員会については、その構成員の過半数を独立社外取締役とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	38,473千円 (4,700)	38,473千円 (4,700)	-千円 (-)	-千円 (-)	4名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	9,523 (9,523)	9,523 (9,523)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	47,997 (14,223)	47,997 (14,223)	- (-)	- (-)	7 (5)

(注) 1. 取締役の報酬総額は、2019年8月30日開催の臨時株主総会において、年額65,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は2名)です。

2. 監査役の報酬総額は、2017年6月12日開催の臨時株主総会において、年額15,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役石原一樹氏は、Seven Rich法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には営業取引関係がありますが、当事業年度における取引額は当社の営業収益の0.1%未満と僅少であり、独立性に影響を与えるものではございません。
 - ・ その他の各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

			出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	赤池	敦史	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。社外役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	佐藤	有紀	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。社外役員としての豊富な経験と幅広い見識、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	矢富	健太郎	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	肥後	結花	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に会社経営者としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	石原	一樹	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は再任しないことを内容とする議案を決定します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,578,372	流動負債	1,889,731
現金及び預金	3,050,945	未払金	443,471
売掛金	333,364	未払費用	23,454
前払費用	105,655	未払法人税等	2,287
その他	88,408	前受金	487,936
固定資産	749,025	預り金	922,567
有形固定資産	114,623	ポイント引当金	3,502
建物	102,682	クーポン引当金	6,513
工具、器具及び備品	82,865	負債合計	1,889,731
減価償却累計額	△70,924	(純資産の部)	
無形固定資産	10,674	株主資本	1,987,184
ソフトウェア	10,674	資本金	1,221,560
投資その他の資産	623,727	資本剰余金	2,366,763
差入保証金	179,876	利益剰余金	△1,601,139
長期前払費用	20,936	その他の包括利益累計額	94
投資有価証券	419,090	その他有価証券評価差額金	94
その他	3,823	新株予約権	12,500
		非支配株主持分	437,888
		純資産合計	2,437,666
資産合計	4,327,398	負債純資産合計	4,327,398

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
営	業	収	益		3,837,213
営	業	費	用		4,352,493
営	業	損	失		515,279
営	業	外	収		
	受	取	利	27	
	受	取	還 付	3,975	
	そ	の	他	236	4,239
営	業	外	費		
	支	払	利	229	229
経	常	損	失		511,269
特	別	利	益		
	新	株	予 約 権 戻 入	4,500	4,500
特	別	損	失		
	投	資	有 価 証 券 評 価	30,000	30,000
	税	金	等 調 整 前 当 期 純 損 失		536,769
	法	人	税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,395	2,395
	当	期	純 損 失		539,164
	非	支	配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		44,809
	親	会	社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		494,355

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,539,542	流動負債	1,889,521
現金及び預金	3,013,363	未払金	443,365
売掛金	333,364	未払費用	23,454
前払費用	105,175	未払法人税等	2,182
その他	87,639	前受金	487,936
固定資産	349,934	預り金	922,567
有形固定資産	114,623	ポイント引当金	3,502
建物	102,682	クーポン引当金	6,513
工具、器具及び備品	82,865	負債合計	1,889,521
減価償却累計額	△70,924	(純資産の部)	
無形固定資産	10,674	株主資本	1,987,456
ソフトウェア	10,674	資本金	1,221,560
投資その他の資産	224,636	資本剰余金	2,366,530
差入保証金	179,876	資本準備金	2,031,560
長期前払費用	20,936	その他資本剰余金	334,970
関係会社株式	20,000	利益剰余金	△1,600,635
その他	3,823	その他利益剰余金	△1,600,635
		繰越利益剰余金	△1,600,635
		新株予約権	12,500
資産合計	3,889,477	純資産合計	1,999,956
		負債純資産合計	3,889,477

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年9月1日から)
(2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,837,213
営 業 費 用		4,341,205
営 業 損 失		503,991
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
経 営 指 導 料	3,921	
受 取 還 付 金	3,975	
そ の 他	236	8,159
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	229	229
経 常 損 失		496,061
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,500	4,500
税 引 前 当 期 純 損 失		491,561
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,290	2,290
当 期 純 損 失		493,851

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

株式会社ココナラ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 坂本 一郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森竹 美江

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ココナラの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココナラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

株式会社ココナラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 本 一 朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 竹 美 江

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ココナラの2021年9月1日から2022年8月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月28日

株式会社ココナラ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 矢 富 健 太 朗 ㊟

社外監査役 肥 後 結 花 ㊟

社外監査役 石 原 一 樹 ㊟

(注) 監査役矢富健太郎、肥後結花、石原一樹は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の変更

当社では、今後の業務範囲の拡大および新分野への展開を見据え、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行い、第18号から第20号の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社では、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い必要となる、監査等委員会および監査等委員となる取締役に関する規定の新設、並びに監査役および監査役会に関する規定の削除、その他所要の変更を行うものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されたことに伴う株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次のとおり変更するものであります。

- ・変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ・変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ・上記の削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) インターネット接続サービス業 (2) インターネット情報提供サービス業 (3) インターネット接続サービス・情報提供サービスに係わるシステム・ソフトウェア開発及び販売業 (4) インターネットを使った通信販売業 (5) インターネットホームページの企画、制作・制作受託・運用管理業 (6) インターネットコンテンツの制作の受託 (7) 各種マーケティング・小売業務の遂行 (8) 電子商取引に関する企画および調査 (9) 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業 (10) インターネットメディアの売買及び運用 (11) 出版業 (12) 集金の代行業務 (13) 経営コンサルティング業 (14) 投資コンサルティング業 (15) 求人・採用活動に関する広告、宣伝 (16) イベントの企画、開催 (17) 前各号 (ただし、コンサルティング業務を個別に定めている場合を除く) に関するコンサルティング業務</p> <p style="text-align: right;">(新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>(18) 上記各号に付帯する一切の事業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) インターネット接続サービス業 (2) インターネット情報提供サービス業 (3) インターネット接続サービス・情報提供サービスに係わるシステム・ソフトウェア開発及び販売業 (4) インターネットを使った通信販売業 (5) インターネットホームページの企画、制作・制作受託・運用管理業 (6) インターネットコンテンツの制作の受託 (7) 各種マーケティング・小売業務の遂行 (8) 電子商取引に関する企画および調査 (9) 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業 (10) インターネットメディアの売買及び運用 (11) 出版業 (12) 集金の代行業務 (13) 経営コンサルティング業 (14) 投資コンサルティング業 (15) 求人・採用活動に関する広告、宣伝 (16) イベントの企画、開催 (17) 前各号 (ただし、コンサルティング業務を個別に定めている場合を除く) に関するコンサルティング業務</p> <p><u>(18) 有料職業紹介事業</u> <u>(19) 労働者派遣事業</u> <u>(20) 各種委託取次業、斡旋業、仲介業、受託業、請負業</u></p> <p>(21) 上記各号に付帯する一切の事業</p>

(次頁に続く)

募集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役ほか、次の機関を置く。</p> <p>1.取締役会 2.監査役 3.監査役会 4.会計監査人</p> <p>第6条～第14条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1.取締役会 2.監査等委員会 3.会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第6条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名を定め、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、</u>取締役会長および取締役社長各1名を定め、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>

(次頁に続く)

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第30条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第32条</u> 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2022年8月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前までに任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>2. 附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	みなみ あき ゆき 南 章 行 (1975年6月6日)	1999年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2004年1月 株式会社アドバンテッジパートナーズ入社 2012年1月 株式会社ウェルセルフ（現 当社）設立代表取締役就任 2020年9月 当社代表取締役会長就任（現任） 2022年1月 株式会社ココナラスキルパートナーズ設立 代表取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ココナラスキルパートナーズ代表取締役	2,190,000株
<p>【選任理由】 南章行氏は、当社の創業者として当社の経営を指揮し、サービスのEC業界を主導してきたことから、今後も経営の重要事項の決定を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	すず き あゆむ 鈴 木 歩 (1982年9月3日)	2006年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2012年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ転籍 2015年4月 株式会社リクルートホールディングス出向 2016年5月 当社入社 2016年9月 当社執行役員就任 2017年3月 当社取締役就任 2020年9月 当社代表取締役社長CEO就任（現任）	203,400株
<p>【選任理由】 鈴木歩氏は、代表取締役社長として、経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も引き続き、強力なリーダーシップにより当社の経営を行うにふさわしいと判断して取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	あか いけ あつ し 赤 池 敦 史 (1972年3月30日)	<p>2002年4月 株式会社アドバンテッジパートナーズ 入社</p> <p>2004年4月 株式会社アドバンテッジパートナーズ パートナー就任</p> <p>2015年5月 シーヴィーシー (CVC) ・アジア・パシ フィック・ジャパン株式会社代表取締役 日本共同代表パートナー就任 (現任)</p> <p>2016年9月 HITOWAホールディングス株式会社社外 取締役就任</p> <p>2017年4月 株式会社ハウテレビジョン社外取締役就 任 (現任)</p> <p>2017年12月 株式会社りらく社外取締役就任 (現任)</p> <p>2018年8月 当社社外取締役就任 (現任)</p> <p>2021年7月 株式会社ファイントゥデイ資生堂社外取締 役就任 (現任)</p> <p>2021年11月 ELEPHANT DESIGN HOLDINGS株式会 社社外取締役就任 (現任)</p> <p>2021年11月 株式会社トライグループ社外取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) シーヴィーシー (CVC) ・アジア・パシフィック・ジ ャパン株式会社代表取締役日本共同代表パートナー 株式会社ハウテレビジョン社外取締役 株式会社りらく社外取締役 株式会社ファイントゥデイ資生堂社外取締役 ELEPHANT DESIGN HOLDINGS株式会社社外取締役 株式会社トライグループ社外取締役</p>	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>赤池敦史氏は、コンサルティング会社、投資ファンドにおいて培った経営コンサルティング、M&A、資金調達といった豊富な経験に加え、グローバル投資ファンドの代表取締役として長年の経営経験を有しており、引き続き、当社の経営に対して実効性が高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 赤池敦史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 赤池敦史氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年3ヶ月となります。
4. 当社は、赤池敦史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、赤池敦史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	※ 矢富健太郎 (1977年4月13日)	2004年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2017年3月 当社常勤社外監査役就任(現任)	0株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 矢富健太郎氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、独立した客観的な立場から、当社の経営に対して実効性が高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。		
2	※ 肥後結花 (1979年8月21日)	2004年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 2011年11月 インクルージョン・ジャパン株式会社 設立 代表取締役就任(現任) 2015年8月 当社社外監査役就任(現任)	0株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 肥後結花氏は、インキュベーション事業を事業内容とする会社の経営者であり、経営における豊富な経験を有しており、独立した客観的な立場より、当社の経営に対して実効性が高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	※ さ と う ゆ き 氏 佐 藤 有 紀 (現姓：砂田) (1977年5月27日)	2005年10月 山本総合法律事務所（現 山本・柴崎法律事務所）入所 2006年 5 月 ホワイト&ケース法律事務所入所 2013年10月 弁護士法人苗村法律事務所（2014年12月～2016年11月まで弁護士法人虎門中央法律事務所）社員 2015年 5 月 株式会社はてな社外監査役就任（現任） 2016年 6 月 株式会社ZUU社外監査役就任 2016年 9 月 株式会社ディー・エル・イー社外監査役就任（現任） 2016年12月 King&Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業パートナー就任 2018年10月 株式会社ネットプロテクションズホールディングス社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2019年 1 月 創・佐藤法律事務所パートナー弁護士就任（現任） 2020年 6 月 弁護士法人創・佐藤法律事務所代表弁護士就任（現任） 2021年11月 当社社外取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社はてな社外監査役 株式会社ディー・エル・イー社外監査役 株式会社ネットプロテクションズホールディングス社外取締役（監査等委員） 創・佐藤法律事務所パートナー弁護士 弁護士法人創・佐藤法律事務所代表弁護士	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>佐藤有紀氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としてM&Aや各種ファンド組成など金融分野での活躍に加え、テクノロジーベンチャーの法律顧問等も務めるなど、企業取引、金融、資本市場の各分野における長年の経験とテクノロジーに関する深い理解と、リーガルの知見を有し、引き続き、当社の経営に対して実効性が高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 取締役候補の佐藤有紀氏は、婚姻により砂田姓となりましたが、旧姓の佐藤で業務を執行しております。
 4. 佐藤有紀氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 5. 矢富健太郎氏、肥後結花氏及び佐藤有紀氏は、社外取締役候補者であります。
 6. 佐藤有紀氏が社外取締役に就任している株式会社ディー・エル・イーにおいて、2018年に粉飾決算事件発生の事実がありました。同氏は同事件の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令順守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
 7. 当社は、矢富健太郎氏、肥後結花氏及び佐藤有紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏が選任された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
 8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 9. 当社は、佐藤有紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、矢富健太郎氏、肥後結花氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、各氏が選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額の合計金額の上限は、2019年8月30日開催の臨時株主総会において、年額65,000千円以内とご承認いただいております。

また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終了の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の合計金額の上限を、金銭報酬として年額70,000千円以内（社外取締役分は、年額5,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。また、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、本議案に基づく定額での基本報酬、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件」に記載の株式報酬で構成します。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る報酬の支払対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は1名）となります。

本議案は、第1号議案の「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案に基づく取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、取締役会で決議いたしました「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」（17頁から18頁を参照）に沿うものであり、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務に照らし、相当であると取締役会は判断しております。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額の合計金額の上限を、社外取締役分も含めて、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額20,000千円以内と定めることとしたく存じます。本議案に係る報酬額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると取締役会は判断しております。

第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」において、年額70,000千円以内（うち社外取締役分は年額5,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただく予定ですが、今般、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬等として支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ①対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ②対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間80千株以内とし、その報酬総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額20,000千円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みません。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

各対象取締役への具体的な配分については、指名報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は2名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役会が定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬等として支給するものです。

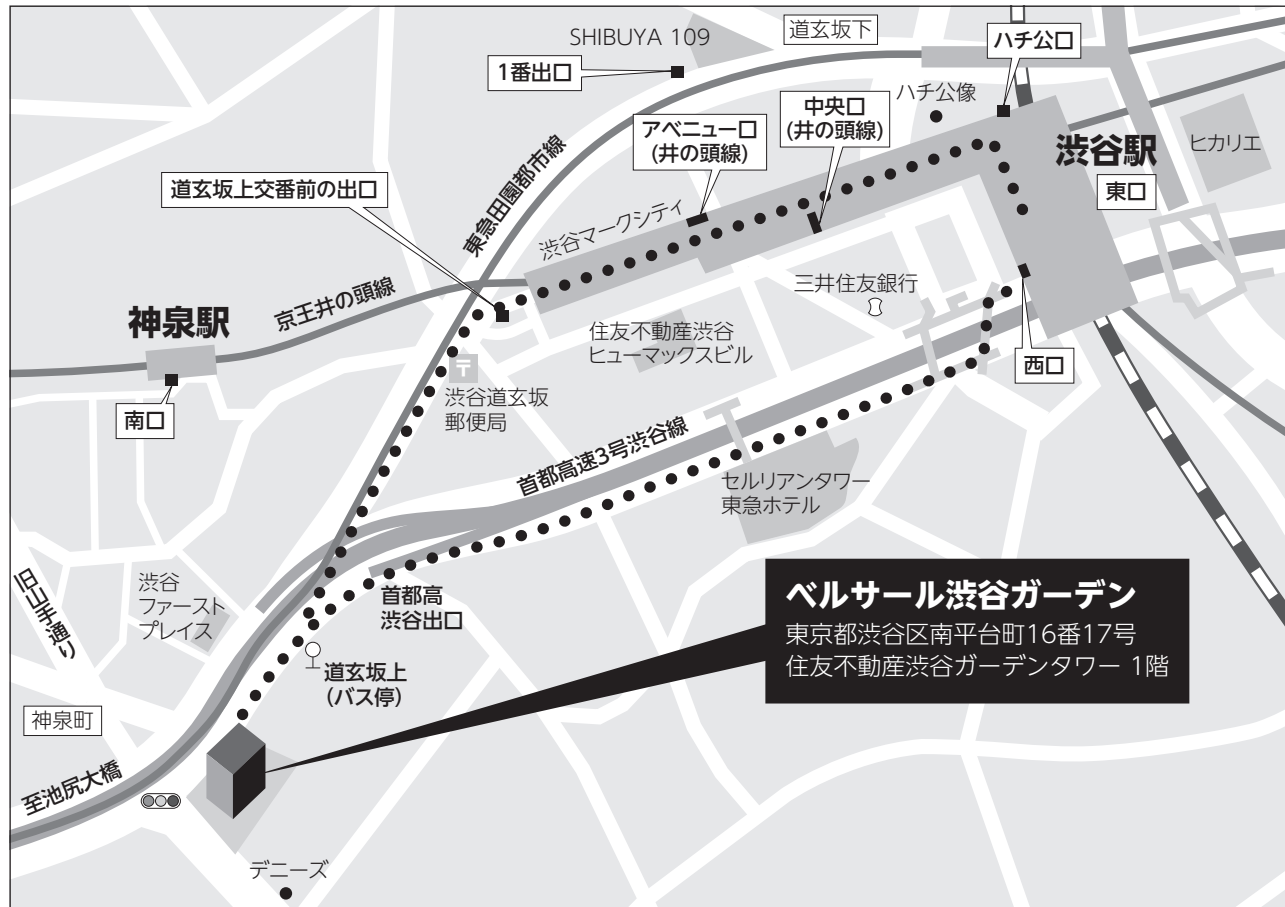
当社は2022年8月12日開催の取締役会において、本議案の決議の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社移行後の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告17頁から18頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっております。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

以上

定時株主総会 会場のご案内



■ 交通

【渋谷駅】西口より徒歩10分

JR線・銀座線・半蔵門線・副都心線・東横線・田園都市線・井の頭線

【神泉駅】南口より徒歩6分

井の頭線